平成２３年（フ）第９４号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本210番地の２
湯本共同住宅505号
債務者　大杉　　茂
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
神奈川県秦野市落合351番地の９　日神パレステージ秦野608号
債務者　椎野　　孝
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０６号
神奈川県平塚市東真土１丁目10番44号
債務者　今井美佐子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０７号
神奈川県小田原市寿町５丁目13番27号　寿町セントラルハイツＢ号
債務者　山越あゆみ（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０９号
神奈川県小田原市成田423番地の６
債務者　栗田　和広
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１５号
神奈川県秦野市戸川819番地の３
債務者　佐藤　利通
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３０号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目５番15―301号
債務者　増井　幸男
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５号
新潟県佐渡市二宮491番地３
債務者　中嶋　和美
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３２号
岐阜県多治見市宝町２丁目63番地　メゾン宝103号、住民票上の住所愛知県小牧市間々本町338番地　メゾンプレシオＡ棟203号
債務者　岡田　弘美（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３３号
岐阜県中津川市駒場1534番地
債務者　山浦　　香
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３６号
岐阜県中津川市中津川904番地の５
債務者　菊地久美子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３７号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の111
債務者　笹岡佐枝子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３８号
岐阜県多治見市西坂町２丁目175番地
債務者　加藤　和子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３９号
愛知県岡崎市北野町字中屋敷105番地１
債務者　牟田　美紀
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７４号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地14棟105号
債務者　竹味　昭一
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６号
三重県松阪市小黒田町498番地５　Ｃ２―234、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1959番地９
債務者　伊藤　直人
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１号
京都府舞鶴市倉梯町23番地10
債務者　石田　淳子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
横浜市戸塚区深谷町55番地81
債務者　廣瀬　邦昭
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部